

IV. 管 理 編

IV. 管理編目次

第1章 砂防指定地	IV- 1-	1
第1節 砂防指定地の指定	IV- 1-	1
第2節 砂防指定地の基準、方法	IV- 1-	2
2.1 指定基準	IV- 1-	2
2.2 指定方法	IV- 1-	2
2.3 関係市町村長への意見聴取	IV- 1-	3
第2章 管理施設	IV- 2-	1
第1節 管理用通路	IV- 2-	1
第2節 付属物	IV- 2-	3
2.1 防止柵	IV- 2-	3
2.2 標識	IV- 2-	3
2.3 境界施設	IV- 2-	5
2.4 銘板	IV- 2-	6
第3章 管理図書	IV- 3-	1
第1節 砂防指定地台帳等の調製	IV- 3-	1
1.1 砂防指定地台帳の調製	IV- 3-	1
1.2 砂防設備台帳の調製	IV- 3-	1

第1章 砂防指定地

第1節 砂防指定地の指定

砂防指定地は、土砂の流出による被害を防止するため、砂防設備が必要な土地、又は当該区域で行われる一定の行為を禁止若しくは制限を行う土地の区域について、都道府県知事の進達に基づき国土交通大臣が指定を行う。

(京都府)

【運用】

砂防法(明治30年法律第29号)第2条で指定すべき土地として、次のとおり規定されている。

- (1) 砂防設備ヲ要スル土地
- (2) 治水上砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スヘキ土地

砂防工事の実施にあたっては、当該工事の着工前に砂防指定地の告示が完了するように手続を進めること。

なお、災害関連緊急砂防事業等で緊急に工事を行う必要があると認められる場合で、当該年度内に用地取得契約及び補償契約が確実に締結できると判断され、かつ、土地等の権利者から書面により起工の承諾を得たときはこの限りでない。

第2節 砂防指定地の基準、方法

2.1 指定基準

砂防指定地は、砂防工事施行箇所及び近傍に限ることなく、治水上砂防の観点より必要とされる土地について、面的に指定することが重要である。

(京都府)

【運用】

砂防指定地の指定は、土砂等の生産、流送若しくは堆積により、溪流、河川若しくはその流域（以下「溪流等」という。）に著しい被害を及ぼす区域で、次に掲げる区域について行うものとする。

- (1) 溪流若しくは河川の縦横断浸食又は山腹の崩壊等により土砂等の生産、流送若しくは堆積が顕著であり、又は顕著となるおそれのある区域
- (2) 風水害、震災等により、溪流等に土砂等の流出又は堆積が顕著であり、砂防設備の設置が必要と認められる区域
- (3) 火山泥流等により著しい被害を受け、又は受けるおそれがある区域で砂防設備の設置が必要と認められる区域、火山地及び火山麓地
- (4) 土石流危険溪流等による土石流発生のおそれのある区域又は土石流の氾濫に対処するため砂防設備の設置が必要と認められる区域
- (5) 地すべり防止区域で治水上砂防のため、溪流、河川に砂防設備の設置が必要と認められる区域
- (6) 開発が行われ又は予想される区域で、その土地の形質を変更した場合、溪流等への土砂流出等により、治水上砂防に著しい影響を及ぼすおそれのある区域
- (7) その他公共施設又は人家等の保全のため、砂防設備の設置又は一定の行為の禁止若しくは制限が必要と認められる区域

2.2 指定方法

砂防指定地の指定により、その土地の所有者等に公用制限、公用負担を課すこととなるので、指定方法は土地の状況に応じて適切に区域を表示できる合理的なものとする必要がある。

(京都府)

【運用】

砂防指定地の指定は、指定基準に該当する土地の状況を十分に勘案して、次のうちの適切な指定パターンによるものとする。

- (1) 指定パターン
 - 1) 面指定

流域全体又は流域の一部を面的に指定する。字、地番による指定が多いが、標柱による指定もある。
 - 2) 線指定

溪流等の縦横浸食のおそれがある区間を線的に指定する。上流から下流まで標柱による指定が多いが、上下流端を標柱などで示し基準線からの距離（河川中心から〇〇mなど）での指定方法もある。
 - 3) 設備地のみ指定

災害関連等で緊急に指定する必要がある場合などのやむを得ない理由により、設備地（堆砂敷を含む）のみ指定する。

4) 既指定からはみ出す箇所の指定

既指定地で設備を新設又は改良する場合等に、既指定からはみ出す部分を指定する。

(2) 指定範囲

1) 砂防堰堤

砂防堰堤より上流域は流域全体の面指定を原則とするが、設備地のみの最低限を指定する場合は、堆砂敷として買収する設備地を含める。堆砂敷は、計画堆砂勾配に計画高水位と余裕高を含めて設定するが、詳細は次のとおりである。

①土石流・流木捕捉工（透過型砂防堰堤）

計画堆砂勾配（現況河床勾配の2/3）＋計画高水位

②土石流・流木捕捉工（不透過型砂防堰堤）

計画堆砂勾配（現況河床勾配の2/3）＋計画高水位＋余裕高

③土砂調節のための砂防堰堤

計画堆砂勾配（現況河床勾配の1/2）＋計画高水位＋余裕高

2) 溪流保全工（流路工）

溪流保全工（流路工）における砂防指定地は、その周囲に人家が密接することがあり、それを避けるため標柱による指定をする場合が多い。砂防指定地は、用地買収線を含む範囲で指定する。

2.3 関係市町村長への意見聴取

指定にあたっては関係市町村長に關係書類を添えて意見を照会する。

(京都府)

【運用】

砂防指定地の指定については、砂防指定地指定要綱（平成元年9月12日付け建設省河砂発第58号建設省河川局長通達）等により、指定手続きを進める。同手続きは関係市町村長への意見照会を必須要件としていないが、砂防指定地における違反行為から地域の問題に発展する事例が多発している現状を考慮して、関係市町村長との連携を密にし、砂防指定地の監視の強化を図ることが必要である（平成13年11月16日付け3砂第746号）。

第2章 管理施設

第1節 管理用通路

砂防設備の維持管理に必要な管理用通路は、砂防設備として用地買収を行う。

管理用通路：砂防設備の修繕・改築、除石等の維持管理のため、工事車両等が通行できる通路

管 理 幅：砂防設備の維持管理に必要な幅で、巡視等の日常管理に使用する土地

(京都府)

【運用】

砂防設備としての管理用通路の標準幅員は、全幅員4m（路肩各0.5m）とする。修繕・改築のための工事車両が通行できるような構造にする必要があり、特に、除石については除石計画を策定し、不整地運搬車などの除石運搬車が通行できるように計画する。

管理用通路は、砂防設備管理者が使用するための施設であるため、利便性向上のための舗装や安全性向上のための防護柵を設置することが少ない。砂防設備の維持管理に必要な最低限の機能しか有しないため、原則として一般車両の通行を制限（車止め等で遮断）する。

ただし、道路勾配が急であり維持管理上で舗装を要する場合に舗装すること、管理協定を締結することにより道路管理者が存在する場合に一般交通の用に供することは可能である。

☞第V編 用地補償編 第2章 用地買収基準

(1) 堰堤

堰堤の維持管理のため、工事車両が堆砂敷まで通行できる管理用通路を確保する。ただし、堆砂敷の除石のための計画が定められている場合は、この限りではない。

上流に堰堤等の砂防設備があり、既設の管理用通路や林道などの代替施設のない場合は、管理用通路を確保する（補助事業にあつては国土交通省との協議が必要）。その場合には、原則として堆砂敷内に管理用通路は設置しない。

☞本節 管理用通路（単独）

☞第III編 設計編 第1章第3節3. 8. 2 付替道路

☞第V編 用地補償編 第2章第1節 砂防堰堤

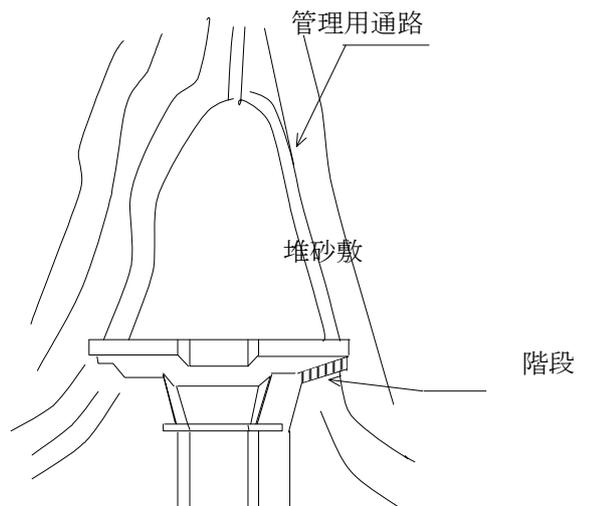


図 1-1 階段工、管理用通路

(2) 溪流保全工（流路工）

堰堤下流に溪流保全工（流路工）を計画することが多い。基本的には、設備管理のために溪流保全工（流路工）に沿って管理用通路を計画する。この場合は標準幅員による計画とするが、溪流保全工（流路工）に沿って計画できない場合などは、単独の管理用通路を検討して、溪流保全工（流路工）には、片側3m片側1mの管理幅を計画する。

計画箇所が法河川（1級河川、2級河川、準用河川）の場合は、河川管理施設等構造令の管理用通路の基準を満たす計画とする。

☞第V編 用地補償編 第2章第2節 溪流保全工（流路工）

(3) 管理用通路（単独）

溪流保全工（流路工）等の設備に沿って管理用通路が計画できない場合は、単独で公道（市町村道等）から堰堤まで管理用通路を確保する。林道や農道等がある場合は、管理協定などにより管理用道路として使用することを検討し、それが可能であれば用地買収は行わない。その

ような道路がない場合は、用地買収を行って砂防設備としての管理用通路を確保する。

(4) 除石計画

除石計画は、下表例を参考に現場に応じてあらかじめ策定する。

	例 1	例 2
通路条件	管理用通路 3.0m が堆砂敷までである場合	管理用通路 3.0m が堰堤前面までである場合
使用機材	バックホウ 0.8m ³ ダンプ 10t	バックホウ 0.2m ³ クローラクレーン 50t ダンプ 4t
除石の運搬路	1.管理用通路隣接地を借地 2.既存林道を 4m まで拡幅 3.管理用通路隣接地の原形復旧	管理用通路をそのまま利用
除石の方法	除石運搬路を築造した後、バックホウで除石掘削・積込、ダンプ搬出	1.クレーンにて、小型バックホウを堆砂敷へ搬入 2.小型バックホウで除石掘削・土砂袋詰め 3.クレーンにて、堆砂敷より袋詰め土砂を堰堤前面のダンプに積込 4.ダンプにより搬出

第2節 付属物

2.1 防止柵

砂防設備は防災施設であり、一般の用に供する施設ではないため、原則的には進入防止柵などを設置して、一般の通行を制限する。

(京都府)

【運用】

(1) 堰堤

堰堤の袖部分には、必ず進入防止柵を設置する。ただし、付近に里道等がなく、人の近づくおそれの無い場合はこの限りではない。進入防止柵は、腐食等による破損に耐える構造とする。

☞ 第III編 設計編 第1章第3節 3. 8. 1 防護柵

(2) 管理用通路

利用されることの少ない管理用通路においても、原則として門扉などを含めた進入防止柵を設置する。

2.2 標識

砂防指定地には、区域を明示するために標識又は標柱を設置する。

砂防指定地標識等の設置は、「砂防指定地標識設置要領」によること。

(京都府)

【運用】

(1) 要領の目的

標識の設置は、砂防指定地を地域住民に周知し、砂防指定地の適切な監視を目的とする。

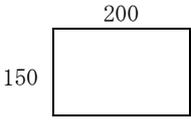
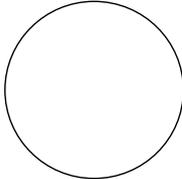
(2) 設置の時期

砂防工事に支障がない場合は、砂防指定地に指定後、速やかに設置する。支障となる場合は、その工事の施工後、直ちに設置する。

(3) 標識の種類

砂防指定地に設置する標識の種類及び標準規格は次のとおりとする。

標識種別	形式・規格・材料	記載内容	備考
砂防指定地標識	<p>900</p> <p>700</p> <p>900 mm×700 mm アルミ製 t=2 mm</p>	<p>砂防指定地 ○○川</p> <p>指定区域の概況図</p> <p>この付近では、宅地造成、家屋の建築、土石の採取、木竹の伐採等の行為をする場合は、知事の許可が必要です。○○土木事務所にご相談下さい。(TEL)</p>	
	<p>700</p> <p>500</p> <p>700 mm×500 mm アルミ製 t=2 mm</p>	<p>砂防指定地 ○○川</p> <p>この付近では、宅地造成、家屋の建築、土石の採取、木竹の伐採等の行為をする場合は、知事の許可が必要です。○○土木事務所にご相談下さい。(TEL)</p>	

砂防指定地標柱	別記様式第3号	 <p>L=1000または1500 mm 100×100 mm アルミ製 t=3 mm</p>	砂防指定地 京都府 ○○年○月○日 国土交通省告示第○号 第○号標柱		
		 <p>200 150 200 mm×150 mm アルミ製 t=5 mm</p>	砂防指定地 ○○年○月○日 国土交通省告示第○号 第○号標柱 京都府	第3号の2 第3号が設置できない箇所などに設置する。	
砂防設備標識	別記様式第4号	 <p>φ450 mm アルミ製 t=2 mm</p>	(板面)	(柱)	砂防指定地の告示が標柱方式で、その位置に使用する場合は、板面の「砂防指定地」と「京都府」の間に「第○号標柱」と記載する。
			砂防指定地 京都府	○○年○月○日 国土交通省告示第○号	
別記様式第5号	 <p>900 700 900 mm×700 mm アルミ製 t=2 mm</p>	砂防指定地 ○○川○砂防堰堤 危険 砂防堰堤に立ち入ったり、 貯水池で遊んではいけません。 京都府建設交通部			

(4) 標識の設置場所

1) 基本事項

標識の設置場所は、砂防設備の存する周辺の土地状況を調査のうえ、原則として次の要件に該当する位置に設置する。ただし、災害等のため、標識が埋没し又は焼失するおそれがないところとする。

- ① 人家の密集したところ
- ② 道路、橋梁脇等の人目につきやすいところ
- ③ 砂防堰堤の付近
- ④ 砂防指定地の上下流端の位置
- ⑤ 砂防指定地周辺の土地開発が予想されるところ

2) 砂防指定地

- ① 面指定地内の砂防設備箇所については、その砂防設備の周辺に砂防指定地標識（第1号）を設置する。
- ② 砂防指定地の境界線に沿って1 km 間隔で、砂防指定地標柱（第4号）を設置する。
- ③ 砂防指定地である河川の上、下流端に、砂防指定地標柱（第4号）を設置する。
- ④ 砂防指定地の告示が標柱方式により行われている場合は、当該標柱の位置に砂防指定地標柱（第3号又は第4号）を設置する。

3) 砂防堰堤

- ① 堰堤周辺に砂防指定地標識（第1号）を設置する。

②一連の砂防堰堤がある場合については、上流若しくは下流側に砂防指定地標識（第2号）を設置する。

③砂防堰堤が設置された河川沿いの道路際若しくは砂防堰堤袖部に砂防設備標識（第5号）を設置する。

4) 溪流保全工（流路工）

①溪流保全工（流路工）の起点より1km毎又は中間点及び下流点に砂防指定地標識（第1号又は第2号）を設置する。

②溪流保全工（流路工）等砂防設備の周辺において、100～200mの間隔で砂防指定地標柱（第3号）を設置する。砂防指定地の告示が標柱方式の場合は、この方法による設置は不要である。

③溪流保全工（流路工）等砂防設備の管理用通路に、200～500mの間隔で砂防指定地標柱（第4号）を設置する。

④溪流保全工（流路工）等の設置により、護岸と河床にかなりの高低差がある箇所等に砂防設備標識（第5号）設置する。

5) 標柱配置計画に関する留意事項

①標柱方式により告示された場合は、その場所に正確に標柱を設置するとともに、設置場所は座標等で管理すること。現地の状況に応じた種類の砂防指定地標柱を使用する。

種類	形式	設置箇所	備考
第3号	杭	田、畑、宅地など	原則として標柱第3号
第3号の2	板	道路、宅地など	標柱第3号の設置が困難な場合
第4号	標識	山林、原野など	標柱第3号では視認が困難な山林など

②山腹に設置する標柱については、用地買収線から5～10m程度の余裕幅を取って計画する。標柱間距離については、対岸へ渡河する場合の配置を除いて、2測点（40m）より長くないように30m～40m程度とし、現地確認しやすいように可能な限り等間隔で計画する。

③平坦地（家屋などの工作物がある区間）に設置する標柱については、用地買収線から50cm程度までの余裕幅を取って計画する。標柱間距離については、②のように計画すると、家屋などが必要以上に含まれる場合があるので、可能な限り家屋が含まれないようにする。その際にも、標柱間距離を10m程度取るなど杭が乱立しないように努める。また、農地などに設置する場合には、耕作の支障とならないように可能な限り用地買収線に近づけるように努める。

④里道など道路利用が見込まれる場所については、端部など支障がない箇所に計画する。

⑤溪流の中心など通常出水で流水が見込まれるような場所については計画しない。

⑥露岩部、急傾斜地及び崩壊地など設置が困難な場所については計画しない。

(5) 点検

標識・標柱を設置した後は、常に点検を行い、その管理に適正を期するものとする。

2.3 境界施設

土地境界には、境界を明示するために境界杭又は境界板を設置する。土地境界が盛土法尻になる場合は、境界構造物（鍬止工等）を設置すること。

(京都府)

【運用】

(1) 設置の時期

境界杭等については、砂防工事に支障がない場合は、用地買収後、速やかに設置する。支障となる場合は、その工事の施工後、直ちに設置する。

(2) 設置上の留意点

境界杭はコンクリート製品（120×120×1000）を基本とするが、設置が困難な場合は短尺の製品や境界板を使用する。境界杭の場合は『国土交通省』、境界板の場合は『国』表示の製品を使用する。

確認しやすい色（橙色等）で着色した上で、上部30cmを残して土中に埋設し、原則としてコンクリートで埋め戻す。

(3) 境界杭（板）の設置場所

1) 基本事項

境界杭の設置場所は、周辺の土地状況を調査のうえ、境界杭の埋没、流失等のおそれがないところとする。

2) 境界杭配置計画に関する留意事項

- ①山腹に設置する境界杭については、杭間距離を1測点（20m）より長くならないように10m～20m程度とし、現地確認しやすいように可能な限り等間隔で計画する。
- ②平坦地（家屋などの工作物がある区間）に設置する境界杭については、家屋などの関係上で①のように計画できない場合があるが、杭間距離を5m程度取るなど杭が乱立しないように努める。
- ③里道など道路利用が見込まれる場所については、端部など支障がない箇所に計画する。
- ④溪流の中心など通常出水で流水が見込まれるような場所については計画しない。
- ⑤露岩部、急傾斜地及び崩壊地など設置が困難な場所については計画しない。

(4) 境界構造物

盛土法尻等には境界構造物を設置する。堆砂敷等には設置しないが、隣接地の開発等により境界が不明確になるおそれのある場合は設置する。

構造物を設置する際には、その天端等に境界板を設置する等、境界を明確に判別できるようにすること。

2.4 銘板

類似構造物との区別を図り、適切な管理を行うため、砂防設備には銘板を設置する。

(京都府)

【運用】

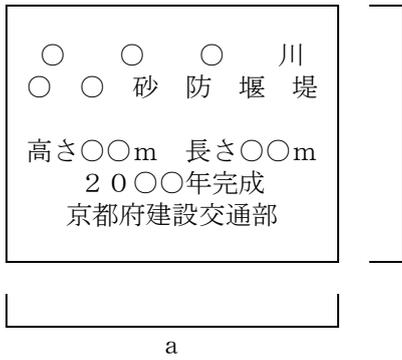
(1) 銘板

砂防堰堤については、治山ダムと区別を図るため、溪流保全工（流路工）については、河川護岸と区別を図るため、銘板を設置する。

1) 銘板の形式

①堰銘板

堰銘板は下図を標準とする。



- ・材質 御影石など
- ・寸法 a (60 cm程度) × b (45 cm程度) × 40 mm
- b
- ・高さ・長さ 少数1位まで記載する。
- ・完成年 堰堤本体（前庭部含まず）が完成した年とする。

②溪流保全工（流路工）銘板

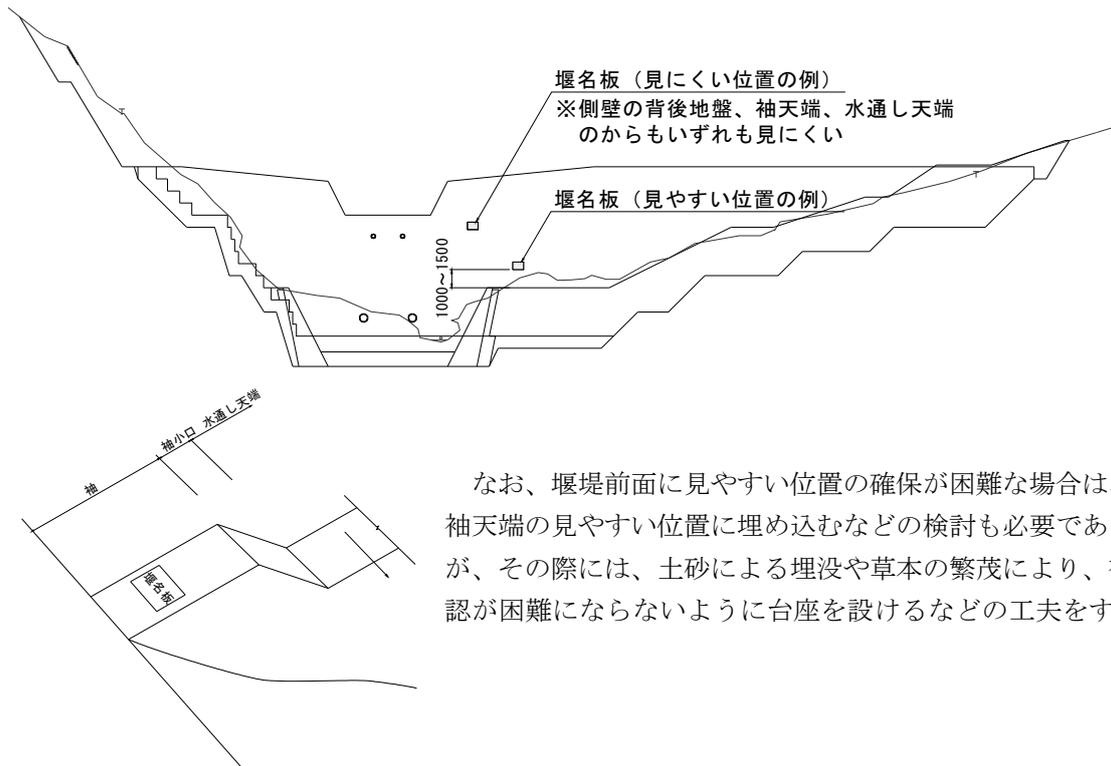
溪流保全工（流路工）銘板は下図を標準とする。



- ・材質 御影石など
- ・寸法 20cm～25cm×15cm～20cm
- ・完成年 対象の溪流保全工（流路工）が完成した年とする。

2) 設置位置

砂防堰堤については、下図を参考に見やすい位置に設置する。溪流保全工（流路工）については、100m程度間隔で護岸前面・床固小口などに設置する。



なお、堰堤前面に見やすい位置の確保が困難な場合は、袖天端の見やすい位置に埋め込むなどの検討も必要であるが、その際には、土砂による埋没や草本の繁茂により、視認が困難にならないように台座を設けるなどの工夫をする。

3) 堰堤の名称

- ①溪流に砂防堰堤が1つの場合（将来、同一溪流には砂防堰堤が計画されない場合）
 - ・・・〇〇川堰堤
- ②1溪流に複数の砂防堰堤が計画される場合
 - ・・・下流から順に〇〇川第1堰堤、〇〇川第2堰堤
- ③すでに砂防堰堤が設置されており、新たに砂防堰堤を設置する場合

・・・新たに設置される堰堤は〇〇川第2堰堤

(2) 堰歴板

管理型堰堤における除石の必要性、鋼製堰堤における鋼製部材の速やかな交換等のために、指針・形式・構造を示した堰歴板を設置する。

1) 堰歴板の形式

堰名板は下図を参考に作製する。規格については、橋歴板（材質は鋳物用銅合金地金）に準じる。

例 1	例 2	例 3
〇〇川〇〇砂防堰堤 20〇〇年 京 都 府 土対針（2018） 形式：鋼製透過型 構造：鋼管フレーム（格子）	〇〇川〇〇砂防堰堤 20〇〇年 京 都 府 土対針（2018） 形式：鋼製不透過型（管理） 構造：ダブルウォール	〇〇川〇〇砂防堰堤 20〇〇年 京 都 府 土対針（2018） 形式：コンクリート 不透過型（非管理）

形式：鋼製透過型、鋼製部分透過型、鋼製不透過型、コンクリート不透過型など

（ ）に管理・非管理の区分を記載する。

構造：鋼製フレーム、セル、枠、ダブルウォールなど

（ ）に鋼製の型を記載する。

2) 設置位置

堰銘板の近くに設置する。

第3章 管理図書

第1節 砂防指定地台帳等の調製

1.1 砂防指定地台帳の調製

砂防指定地台帳は砂防指定地の指定年月日、区域、面積、概況などを明確にし、砂防法に基づく砂防指定地の監視を行うため、砂防指定地の指定告示後、速やかに調製する。

(京都府)

【運用】

砂防指定地台帳は帳簿及び図面をもって組成する。構成は次のとおりとするが、詳細については別途定める。

(1) 帳簿

- 1) 砂防指定地台帳 (京都府)
- 2) 砂防指定地台帳 (別記様式第一)
- 3) 砂防指定地台帳 (別記様式第二)

(2) 図面

- 1) 砂防指定地の位置図
- 2) 流域図
- 3) 砂防指定地平面図
- 4) 公図等転写連続図又は公図合成図

1.2 砂防設備台帳の調製

砂防設備台帳はその設備に係る砂防指定地の指定年月日、設備の位置・種類・構造・数量などを明確にし、砂防法に基づく砂防設備の管理を行うため、砂防設備1構造物の完成後、速やかに調製する。

(京都府)

【運用】

砂防設備台帳は帳簿及び図面をもって組成する。構成は次のとおりとするが、詳細については別途定める。

(1) 帳簿

- 1) 砂防設備台帳 (別記様式第三)
- 2) 砂防設備台帳付表

(2) 図面

- 1) 砂防設備台帳付図

V. 用地補償編

V. 用地補償編目次

第1章 総 説	V- 1-	1
第2章 用地費	V- 2-	1
第1節 用地買収基準	V- 2-	1
第2節 用地買収範囲	V- 2-	2
2.1 砂防堰堤	V- 2-	2
2.2 溪流保全工（流路工）	V- 2-	3
2.3 管理用通路	V- 2-	5
2.4 山腹工	V- 2-	7
第3章 補償費・補償工事費	V- 3-	1
第1節 補償費	V- 3-	1
第2節 補償工事費	V- 3-	3
2.1 付替道路	V- 3-	3
2.2 補償橋梁	V- 3-	3
2.3 水路	V- 3-	4

第1章 総説

用地及び補償は、用地費、補償費及び補償工事費に分類する。

(京都府)

【運用】

砂防事業の実施上必要な土地に係わるものを用地費、補償費に分類する。

また、砂防工事に関連して必要の生じた橋梁の架替、取水堰の付替及び堰堤等の築設により生じた道路の付替等の機能回復を行う工事を補償工事とするが、これらは砂防工事と密接な因果関係を有することから、附帯工事と理解してもよい。ただし、これに要する費用（工事請負費、測量試験費、用地・補償費）は認可等の予算上の費目は補償工事費に分類する（砂防法に附帯工事の規定が設けられていないため）。

- 用地費 ……………工事の施工に必要な土地等の買収費
- 補償費 ……………工事の施工に必要な土地等に係わる補償費
- 補償工事費 ……………工事の施工に伴い必要となる機能回復に要する費用

第2章 用地費

第1節 用地買収基準

砂防設備の設置に要する土地は、必ず買収し、登記を行う。

法河川（1級河川、2級河川、準用河川）にあつては、河川管理施設等構造令の基準を満たすこと。

用地買収線、用地境界杭は、工事設計図書の平面図、横断図、公図等に必ず記入する。

（京都府）

【運用】

将来砂防設備を適正に管理する上で必要な用地の権限を確保するため、用地買収を行う。ケーブルクレーン、バッチャープラント、骨材ビン、その他これに類する設備等の敷地並びに工所用道路などの用地については、原則として借上げとする。ただし、請負工事費に計上されるものは除く。

国有林野等については、堰堤敷、堆砂敷は所管換とし、その他は借り上げとする。

第2節 用地買収範囲

2.1 砂防堰堤

砂防堰堤については、構造物等から必要な余裕幅を取って用地買収範囲とする。

(京都府)

【運用】

砂防設備を適正に管理する上で必要な用地の権限を確保するため、用地買収を行う。砂防事業実施時に、同一溪流の既設備敷で未買収地がある場合には、合わせて買収することができる。未買収地を残しておく、所有権のない土地について権限行使も難しく、用地の転売、抵当権の設定等がなされ、新たな問題を発生させることもある。

(1) 堰堤敷

構造物を設置に伴う掘削線から2m程度余裕幅を取り、用地買収範囲を設定する。用地買収線に凹みができる、土地管理上の問題が生じやすいので、用地買収線上に鋭角の凹みを作らないように配慮する。(図1-1)

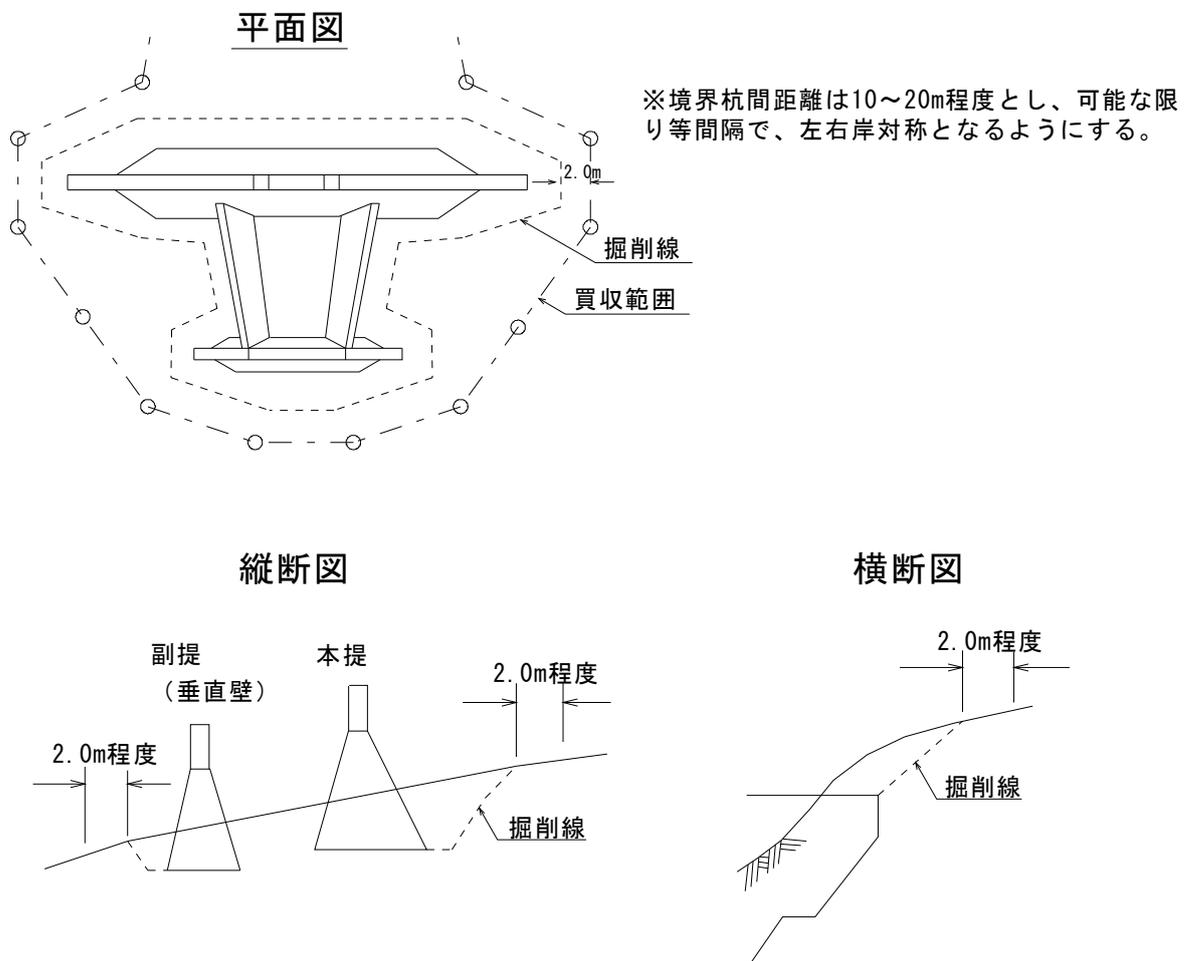


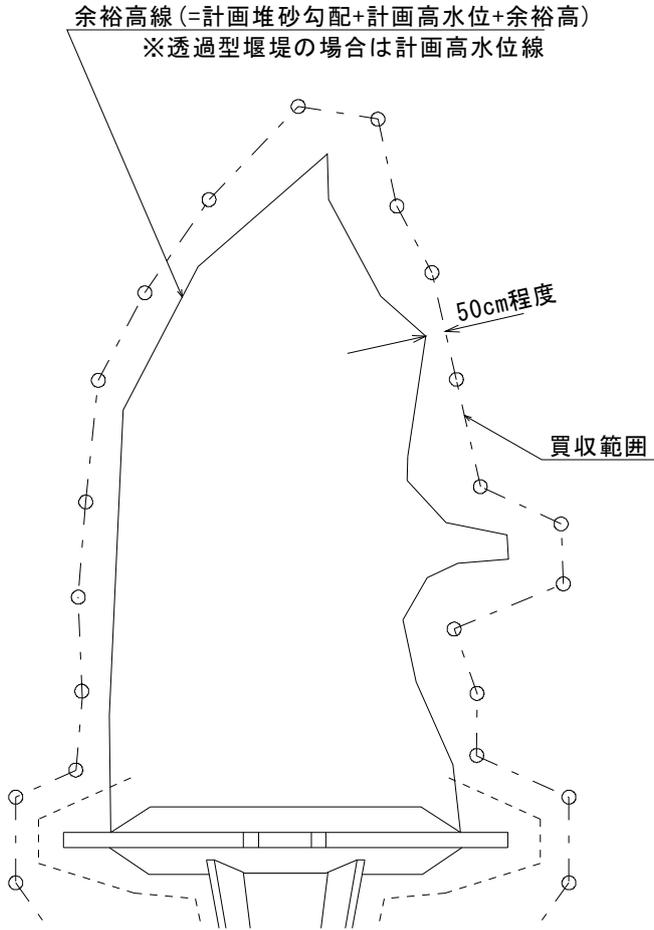
図 1-1 砂防堰堤の用地買収範囲 (堰堤敷)

(2) 堆砂敷

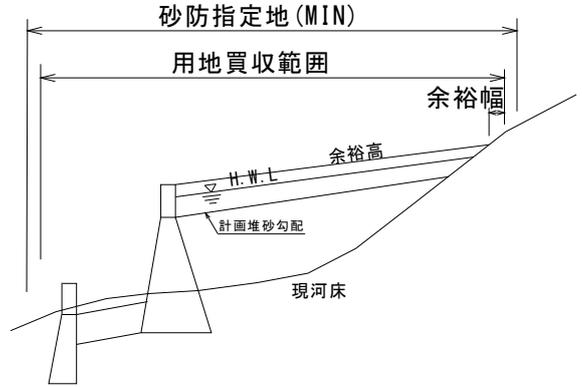
砂防堰堤の堆砂敷は、一定土砂の堆積を予定するから、その区域は堰堤敷の用地買収と合わせて買収を行わなければならない。堆砂敷の用地買収範囲は、計画堆砂勾配に計画高水位と余

裕高を加えた線から 50cm 程度余裕幅を取るが、透過型堰堤の場合は計画高水位線から 50cm 程度余裕幅を取る。(図 1-2)

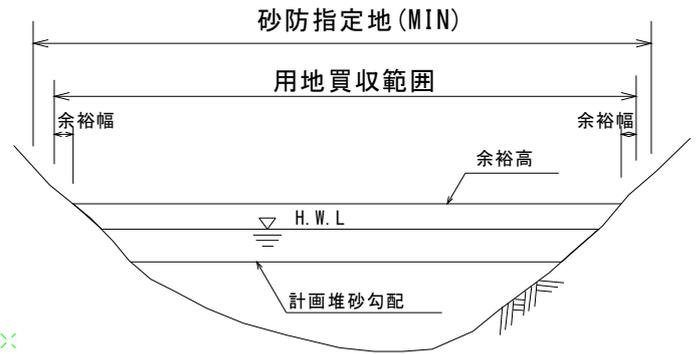
平面図



縦断面図



横断面図



※境界杭間距離は10~20m程度とし、可能な限り等間隔で、左右岸対称となるようにする。

図 1-2 砂防堰堤の用地買収範囲 (堆砂敷)

2.2 溪流保全工 (流路工)

溪流保全工 (流路工) については、管理用通路又は管理幅から必要な余裕幅を取って用地買収範囲とする。

(京都府)

【運用】

設備管理のために溪流保全工 (流路工) に沿って管理用通路を計画することが多いが、溪流保全工 (流路工) に沿って計画できない場合は、単独の管理用通路を検討して、溪流保全工 (流路工) には管理幅を設定する。

溪流保全工 (流路工) 中の床固工や帯工は、砂防堰堤に準じ掘削線から 2m の余裕幅を取って用地買収範囲とする。

(1) 管理幅

管理幅の考え方は次のとおりである。

- 1) 掘込河道の場合、法肩から片側3.0m、対岸1.0mとする。
- 2) 現地状況から1)が困難な場合は、法肩から両岸共2.0mとすることができる。
- 3) 家屋が連なった箇所や切土法面で1)2)が困難な場合は砂防課と調製して、管理幅を最低限(1.0m)とすることができる。
- 4) 管理幅に隣接して道路を設置する場合は、管理幅と道路は構造上分離することとし、やむを得ず兼用とする場合は、道路管理者と管理協定の締結などを行う。
- 5) 床固工の下流部などで、護岸の上に法面が生じる場合には、連続性を考慮して、法面の上に管理幅を設置することができる。
- 6) 溪流保全工(流路工)の支川処理として設置する小水路の管理幅は、各岸1.0mとすることができる。
- 7) 法河川(1級河川、2級河川、準用河川)では、河川管理施設等構造令の管理用通路の基準を合わせる。

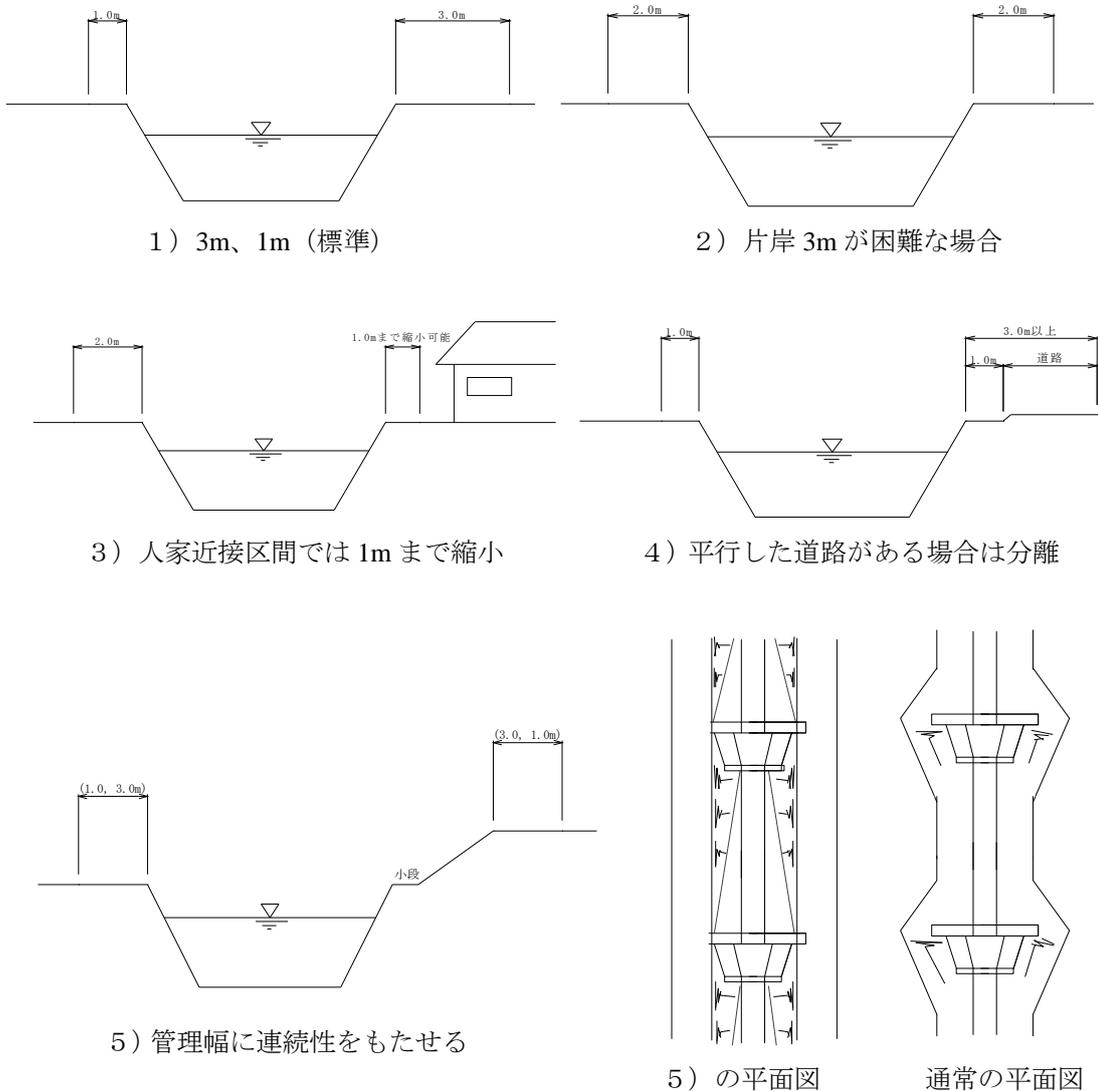


図 2-1 管理幅

(2) 余裕幅

余裕幅の考え方は次のとおりである。

1) 掘込による切土法面 (図2-2(A))

- ① 切土高が5m未満：1.0m
- ② 切土高が5m以上：2.0m

2) 築堤 (図2-2(B))

- ① 築堤の場合は原則として法尻までとする。

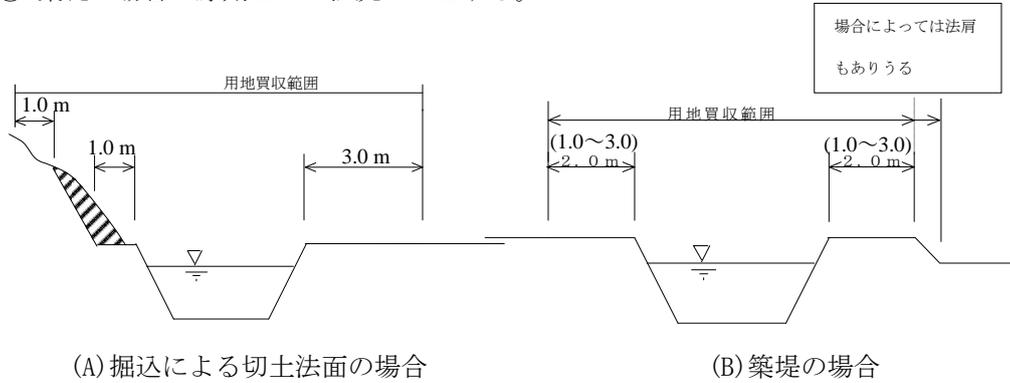


図2-2 溪流保全工(流路工)の用地買収範囲

2.3 管理用通路

管理用通路については、標準幅員を確保できるように用地買収を行うが、通路に法面等構造物を設置する場合は、構造物から必要な余裕幅を取って用地買収範囲とする。
(京都府)

【運用】

管理用通路は、設備の維持管理及び点検のための車両の通行できるように設けることから、標準幅員(全幅4m(路肩各0.5m))を確保するように用地買収を行うが、通路に法面等が必要な場合には、通路本体だけでなく切土・盛土法面を含めて用地買収範囲とする。

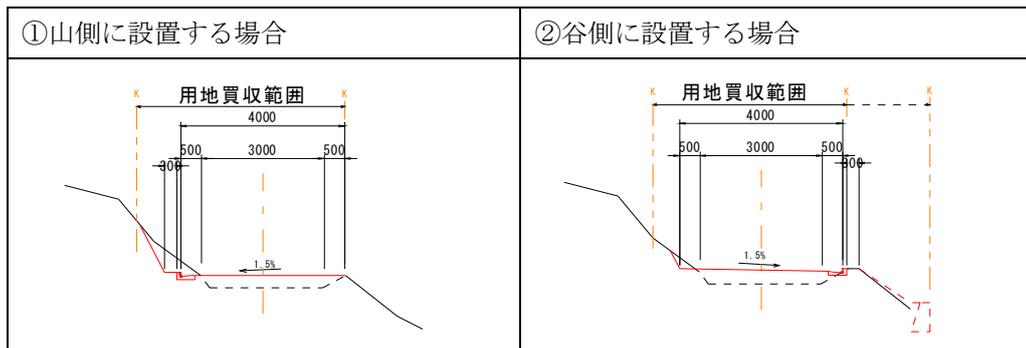
上流に堰堤等の砂防設備があり、林道等がなく、新たに管理用通路が必要な場合には、管理用通路を確保することが望ましい(補助事業では国土交通省との協議で了解を得た場合に限る)。

(1) 排水施設

管理用通路の表面排水や隣接する法面排水のため、管理用通路に排水施設を設ける場合は、これも含めて用地買収を行う。排水施設の考え方は次のとおりである。

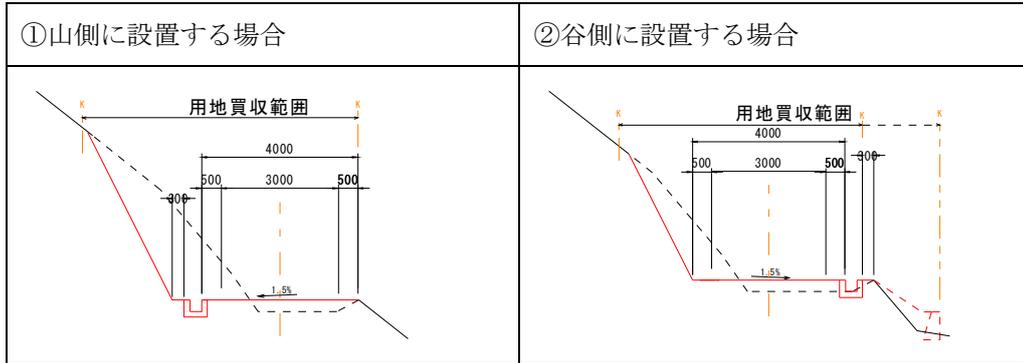
1) 雨水等流水の影響がある場合

雨水等による流水の影響がある合には、L型側溝を設置し、平坦部を道路幅員に含める。谷側に設置する場合には、側溝保護のために保護路肩を設けるが、用地買収は構造物までとする。さらに、盛土を行い法尻に構造物を設ける場合は、その構造物までの用地買収を行う。



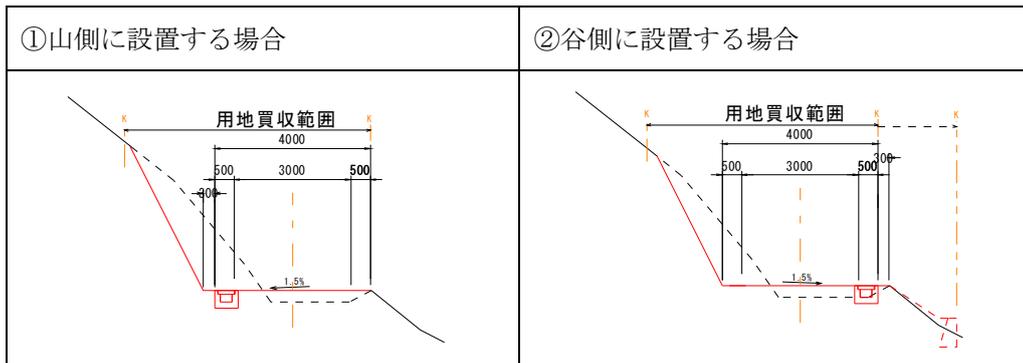
2) 雨水等流水の影響が大きい場合

雨水等による流水の影響が大きい場合には、U型側溝を設置し、側壁まで道路幅員に含める。谷側に設置する場合には、構造物保護のため、保護路肩を設けるが、用地買収は構造物までとする。法尻に構造物を設ける場合は、その構造物までの用地買収を行う。



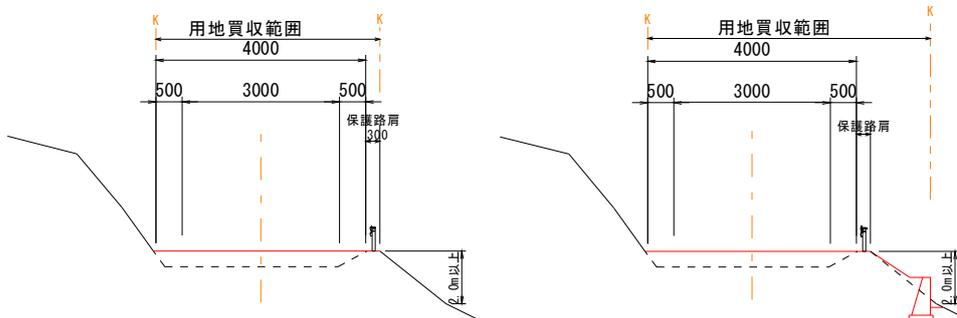
3) 雨水等流水の影響が大きく用地の制約がある場合

雨水等による流水の影響が大きく用地の制約がある場合には、U型側溝を設置し、側溝幅を全て道路幅員に含める。谷側に設置する場合には、構造物保護のため、保護路肩を設けるが、用地買収は構造物までとする。法尻に構造物を設ける場合は、その構造物までの用地買収を行う。



(2) 安全施設

管理用通路の一方が谷で、その高低差が2m以上となる場合は、防護柵の設置を検討する。
(補償工事として設置する場合の構造等は、管理者と協議の上決定し、引継ぎを行うこと)



2.4 山腹工

山腹工については、構造物等から必要な余裕幅を取って用地買収範囲とする。(京都府)

【運用】

山腹工については、掘削線から2mの余裕幅を取って用地買収範囲とする。

第3章 補償費・補償工事費

第1節 補償費

砂防事業の実施に伴い、既存の土地や物件が設備用地に対して支障となる場合は、適正な価格で補償する。
 (京都府)

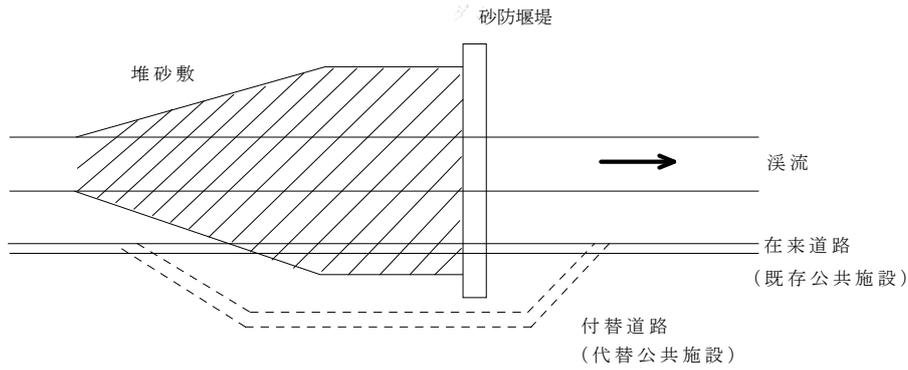
【運用】

(1) 公共補償により機能回復を要する既存公共施設に対する土地の取扱いについて
 既存公共施設等に代替する公共施設等を合理的な建設地点に建設し、または既存公共施設等を合理的な移転先に移転し、既存公共施設等の機能回復を図る必要がある場合は、その土地についての補償は次のとおり取り扱う。

- ① 代替公共施設等の土地代及びその他通常要する費用を、既存公共施設等の管理者に補償する。この場合の、既存公共施設等の敷地については、引渡を受ける（申し合せ第3第2項）。
- ② 既存公共施設などが土地に関する所有権以外の権利に基づいて設置されている場合は、同種または類似の権利を取得することが極めて困難な場合を除き、同種または類似の権利を取得するために要する費用を補償する（要綱第7条2項）。また、廃止施設の敷地の賃借料等を支払わなくなることによって生ずる利益相当額は、原則として控除する（申し合せ第6第3項）。
 この場合の土地所有者に対しては、「公共用地の取得に伴う損失補償基準 第10条」に基づき補償する。
- ③ 既存公共施設等が国有財産である場合には、代替公共施設等の敷地を買収し、当該施設管理者に引き継ぐものとする。
- ④ 公共補償による補償額が一般補償による補償額に満たない場合は、一般補償による補償を行う。
- ⑤ 土地代は、一般補償基準に基づく正常な取引価格による（申し合せ第6第2項）。

表 1-1 補償の土地所有者による分類

ケース	A	B	C	D
在来道路 (既存公共施設) の管理者	公共施設等の 管理者所有	国 有 地	民地A所有	民地A所有
付替道路 (付替公共施設) の管理者	民 地	民 地	民地A所有	民地B所有
取扱い A 公共施設等の管理者に、付替道路となる民地の土地代を補償し、在来道路敷地を取得 B 民地を買収し、当該施設管理者に引き継ぐ C 公共施設等の管理者に付替道路にかかる権利価格を補償 民地A所有者に在来道路にかかる底地価格を補償し、在来道路敷地を取得 D 公共施設等の管理者に付替道路にかかる権利価格（きわめて困難な場合は所有権価格）を補償 民地A所有者に在来道路にかかる底地価格を補償し、在来道路敷地を取得 ※原則として、在来道路に係わる用地・補償は、用地・補償費、付替道路に係わる用地・補償は、補償工事費とする。 ※いずれの場合も、付替道路敷地に物件が存する場合の補償は、公共施設等の管理者に対して行う。				



(2) 立木補償

立木の補償については、本府「公共用地の取得に伴う損失補償基準」、「同細則」及び「公共用地の取得に伴う立木の取得補償に係る取扱いについて（通知）」（平成14年3月11日付け4用第84号）による。ただし、基準第17条1項の適用に際しては、土石流緩衝樹林帯など立木が土石流出防止となるもの、または堆砂敷で斜面崩壊防止となるものとし、土石流の発生により下流に被害を及ぼすおそれのある箇所立木や、間伐など適正な管理がなされていない立木については存置させてはならない。

なお、現場条件により、堰堤などの砂防設備を設置するまでの間、災害防止などの観点から残存させた方が望ましいケースについては、工事着手後、立木を伐採し法止工などの工事で使用する。

☞参考 I 編 基準・指針編 第3章第7節 立木補償

(3) その他

その他補償については、京都府「公共用地の取得に伴う損失補償基準等」に基づき適切な価格で補償することとし、京都府「会計規則 第165条及び用地事務取扱要領 第42・43条」によって、契約履行及び検査を徹底する。

第2節 補償工事費

砂防工事に関連して必要の生じた橋梁の架替、取水堰の付替及び堰堤等の築設により生じた道路の付替等の機能回復を行う工事を補償工事とする。

(京都府)

【運用】

補償工事は、原則として原形あるいは、その効用の範囲とし、過大な計画をしてはならない。これに要する費用（工事請負費、測量試験費、用地・補償費）を補償工事費としている。

「砂防関係事業に係る補償施設等の引渡し要領（昭和51年5月4日砂防課長）」に基づき、施設の引き継ぎを行う。

☞参考 I 編 基準・指針編 第2章第6節 砂防関係事業に係る補償施設等の引渡しについて

2.1 付替道路

- (1) 付替道路は、砂防設備用地の外側に設置する。
ただし、堰堤の袖部等でやむを得ず砂防設備用地を使用する場合は砂防設備占用の手続きを行い、管理協定を締結する。
- (2) 溪流保全工（流路工）の設置に伴い、溪流保全工（流路工）に沿って里道を付け替える場合は、管理幅（管理用通路）との管理区分を明確にする（兼用道路は原則として認めない）。
- (3) 付替道路・里道の用地買収・設置の際は、砂防設備用地との間に極力、残地（民地）が生じないようにする（堆砂敷沿いに設置する場合は堆砂敷の外側に沿わせて設置し、官民境界を明確にする）。
- (4) 従前の権限に見合った権限で補償する（所有権なら所有権、借地権なら借地権で返す）。
- (5) 砂防設備用地に包含される道路敷等の既存公共施設用地は、必ず引き渡し、買収などを行い、登記しておく。
- (6) できる限り、切土・盛土のバランスをとるように法線を考慮する。
- (7) 補償工事の性質上、必要最小限度の長さとし、幅員は在来道路幅員とし、改良的要素を加えない。

(京都府)

☞第III編 設計編 第1章第3節3. 8. 2 付替道路

2.2 補償橋梁

- (1) 補償工事として橋梁を砂防設備用地内に設置する場合は、移管手続きを行い、占用手続きをとらせること。
- (2) 補償橋梁は、原則として橋梁形式とする。

(京都府)

【運用】

補償橋梁は、管理区分を明確にするため、原則として橋梁形式とするが、流域面積が0.1km²程度未満の小規模溪流の場合はこの限りではない。

☞第III編 設計編 第2章第3節3. 11. 2 橋梁工

2.3 水路

砂防設備（溪流保全工（流路工）、砂防堰堤・堆砂敷）に流入する水路は、以下によること。

(1) 土砂流出により閉塞する恐れのある溪流

原則として開渠とする。やむを得ず暗渠とする場合は、橋梁等設置基準によること。

（計画流量の2倍の流下能力を有し、かつ、最小管径600mm）

(2) その他水路（宅地、田畑や道路の流末）

原則として開渠とする。やむを得ず暗渠とする場合は十分な余裕を取ること。

（600、300mm）開渠とする場合の余裕は、8割水深とする。

（京都府）

☞ 第III編 設計編 第2章第3節3. 1 1. 3 排水工